昭和51年
9月1日号
第127号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　旭印刷所

町報 つなぎ

九月の暦

一日　学校始業式
八日　十五夜
十五日　敬老の日
二十日　彼岸入り
二十一日　赤崎小学校落成式
二十三日　秋分の日
二十四日　結核子防週間
二十六日　幼稚園運動会

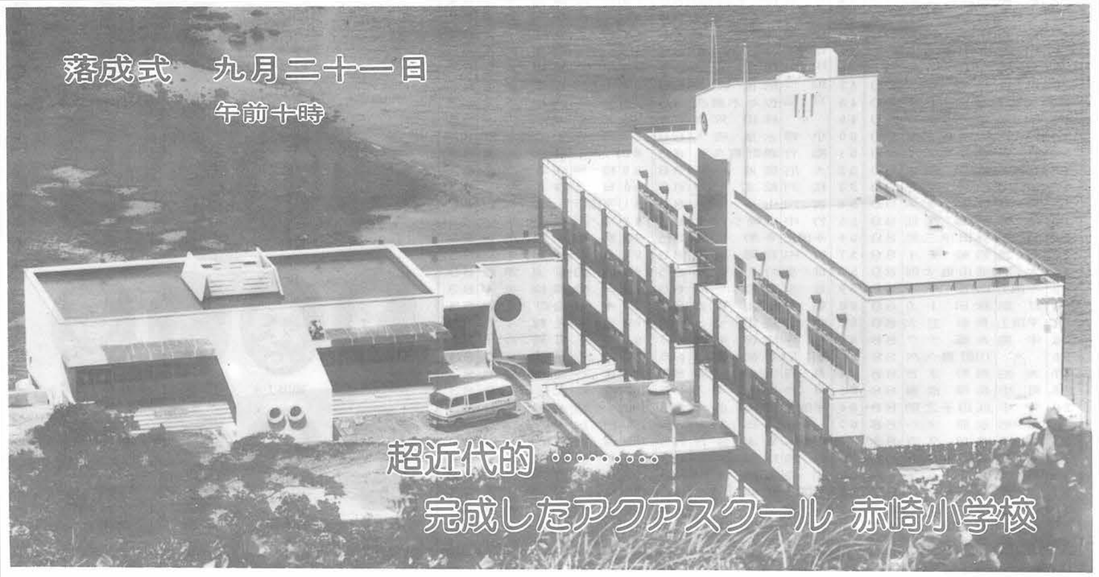

危ないと、子をしかるより、手を引こう

国民年金制度が改正されました

ことし、国民年金法が改正され拠出年金、福祉年金とともに、老齢年金をはじめとする各種年金額が次のように引き上げられます。

国民年金係

改正された拠出金の額（九月分から）

年金種別			年金額	月額
老齢年金	特例	（10年納付）	246,000円	20,500円
		（5年納付）	180,000	15,000
	一般	（25年納付）	390,000	32,500
		（40年納付）	624,000	52,000
	一般と付加年金	（25年納付）	450,000	37,500
		（40年納付）	720,000	60,000
障害年金		1級	495,000	41,250
		2級	396,000	33,000
母子年金		子1人のとき	396,000	33,000
準母子年金		弟妹、孫など1人のとき	396,000	33,000
遺児年金		遺児1人のとき	396,000	33,000
寡婦年金		夫が25年完納し死んだとき	夫の受ける老齢年金の半額	

母子、準母子、遺児各年金の、子等の加算額は、第2子のみ月2,000円、第3子以降は月800円。

改正された福祉年金の額（十月分から）

年金種別		年金額	月額
老齢福祉年金	明治44年4月1日までの出生者で70歳以上	162,000円	13,500円
障害福祉年金	1級	243,600	20,300
	2級	162,000	13,500
母子福祉年金	子1人のとき	211,200	17,600
準母子福祉年金	弟妹、孫など1人のとき	211,200	17,600

高額療養費について

高額療養費は一人の被保険者が同じ月内に同じ医療機関に（入院と通院と歯科は別）おいて、その医療機関に支払った保険診療の自己負担金が三万円を越えるときに、その額から三万円を差し引いた額が支給されることになっておりましたが、このほどの国民健康保険施行令の一部改正により、昭和五十一年八月一日以降の診療分からは三万九千円を越えるときに、その額から三万九千円を差し引いた額が支給されることになりましたので知せ致します。

なお昭和五十一年七月以前の診療分でまだ未請求の方が多数ありますので、医療機関への支払が済みましたら領収証に国民健康保険被保険者証を持参のうえ、役場保健課国保係にて支給申請の手続をとられるよう申し添えます。

歯の治療について

Ⅰ　歯の治療は、保険で十分できます。

歯は私達の健康に深く関係をしていますので、常に歯の衛生に気をつけなければなりません。また、歯や歯ぐきの病気になったら一日も早く治療することが必要です。

歯や歯ぐきの病気になった場合、健康保険、国民健康保険等では、これを扱っている歯科医院の窓口に保険証を提出すれば、通常必要とする治療は全部で保険でできるようになっています。もう少し詳しく説明しますと、歯や歯ぐきが病気になった場合、診療、検査、レントゲン診断、投薬、注射、理学療法、処置及び手術、麻酔、歯冠修復（歯の悪くなった部分を削り、その部分につめたり、かぶせたりして歯を元どおりにすることをいいます。）及び欠損補綴（歯の抜けたところに入れ歯などを入れることをいいます。）など通常必要とする治療は、全部保険でできます。後に述べますように、七月三十一日限りで、いわゆる差額徴収治療は廃止されましたが、通常必要とする治療が保険で十分できることは、従来とまったく変わりありません。また、保険を使用した歯の治療により、物をかんだり、話をしたりする歯の機能は、十分回復されます。

保険を使用して歯の治療をする場合の患者さんの負担額は、例えば、健康保険や国民健康保険の場合は、次のとおりです。

㈠健康保険の被保険者である患者さんの場合
二〇〇円（初診料一部負担金です。）
（入院された場合は別です）

㈡健康保険の被扶養者又は国民健康保険の被保険者である患者さんの場合

保険で行った治療費の三割

Ⅱ　保険でできない治療等

健康保険、国民健康保険等は、疾病負傷に対し給付を行う保険ですので、次のような事例については給付できないこととなっています。

㈠健康診断

㈡歯列きょう正（歯並びをそろえる治療）や美容を目的とするもの

㈢虫歯の予防（歯にフッソを塗布する方法など）

このほか、通常必要とする治療外の治療（特殊な材料などを使用する治療）については保険できないことになっています。

Ⅲ　七月三十一日で差額徴収治療は廃止されました。

保険でできる金（前歯に入れる十四カラットの金等）以上の金、白金、特殊な材料などを使用する治療については、いわゆる差額徴収治療の制度は、七月三十一日限りで廃止されました。しかし、前に述べましたように歯の治療は保険で十分できます。どうしても患者さんが金や白金加金等の特殊な材料を希望される場合は、あらかじめ、歯科医師と十分話し合い、金額についても見積書等によって確認され納得されたうえで行うようにしてください。

なお、日本歯科医師会でも、自由料金等について自粛の措置を講じ、歯科医療の混乱が生じないよう会員の指導をすることになりました。以上の七月三十一日限りで廃止されました。しかし、前に

家出人をおたずねの方へ

皆さんの御家族、知人などで家出をされた方をお探しの方はありませんか。

◎自殺すると言い残して家出した人

◎病弱でありながら家出した人

◎家出後長い間たよりのない人

◎その他家出後死亡のおそれの強い人

こんな人たちをお尋ねの方は全国各地で発見された身元のわからない死体の写真や、衣類、所持品などの記録をもとに相談に応じますから気軽にご相談下さい。

とき　昭和51年9月1日から9月30日まで

ところ　熊本県警察本部鑑識課
県庁12階
水俣警察署　鑑識係、防犯係

なお次のとおり本部の係員が出張して相談に応じますから御利用下さい。

記

日時　昭和51年9月10日午前10時から午后4時まで

場所　八代警察署

津奈木を育てた長寿百傑

順位	部落	氏名	満令	順位	部落	氏名	満令	順位	部落	氏名	満令
1	福浦	福山テヨ	96	38	倉谷	林イト	86	75	日添	高木ジモ	84
2	町中	斉藤ヤメ	94	39	中竹	鶴野ツジセ	86	76	新川	浜本ツキヨ	84
3	小津	篠原安次郎	94	40	倉谷	中山トセ	86	77	小津	中村ツヨ	84
4	平国上	浜田文太	94	41	古中尾	園木卯三郎	86	78	平国下	村上寅彦	84
5	日添	宮島作太郎	93	42	日当	津々木清四郎	86	79	日添	諫山モリ	84
6	〃	林田ツキ	93	43	〃	上村ヤメ	86	80	大泊	松本ハマ	84
7	倉谷	堀井ツヨ	92	44	中尾	農村キト	86	81	日当	上村喜久太	84
8	川内	北岡善太郎	91	45	古中尾	今川シゲ	86	82	〃	開田太八	83
9	浜崎	原田トメ	91	46	中尾	浦田ミヨ	86	83	桜戸	船場シマ	83
10	日当	岩崎セツ	90	47	染竹	前田正義	86	84	上下門	折木タセ	83
11	上下門	福田トミ	90	48	日添	佐々木倉次	86	85	日添	諫山ユミ	83
12	中尾	林田マツ	90	49	〃	林田荒喜	86	86	大泊	真野ミユキ	83
13	内野	山路サダヲ	90	50	小津	永里勝人	86	87	日当	松田長三郎	83
14	倉谷	森下トイ	90	51	染竹	鶴野喜久太	86	88	〃	林田ムカ	83
15	平国下	浜田孫太	90	52	大泊	柳迫エノ	86	89	桜戸	浦口スエノ	83
16	古川	山中源三	90	53	桜戸	松本ヤヲ	86	90	日当	森本キソ	83
17	日当	伊藤ヨネ	90	54	古川	山本兼八ヲ	86	91	平国下	松本八熊	83
18	内野	伊藤保任	89	55	竹中	山崎シゲヲ	85	92	桜戸	林サネ	83
19	日添	林田伊三郎	89	56	平国上	平野マル	85	93	新川	川崎清吉	83
20	日当	岩崎モイ	89	57	竹中	鶴野満真	85	94	日添	林田キク	83
21	大泊	増田亀太郎	89	58	日当	竹田卯助	85	95	大泊	柳迫栄蔵	83
22	平国上	浜田モヨ	89	59	日添	吉野トシ	85	96	日当	開田キミ	83
23	日添	林田トカ	89	60	染竹	鶴山豊太	85	97	尾	山口己登志	83
24	平国上	長浜丑太	89	61	中尾	農山サヨ	85	98	町中	元村キク	83
25	中尾	斉藤チク	88	62	桜戸	成田福蔵	85	99	日当	宮島持平	83
26	〃	川野喜久次	88	63	新倉	芦川キタ	85	100	染竹	鱶川サク	83
27	大泊	真野才吉	88	64	倉谷	大森宇蔵	85	101	倉谷	井川繁治	83
28	町中	高橋貞喜	88	65	日当	田島ムメノ	85	102	浜崎	元村己代次	83
29	竹中	成田子之助	88	66	平国上	野崎金太	85	103	小津	永松ネヲ	83
30	古中尾	永原マシ	88	67	〃	浜田キマ	85	104	内野	山川甚太郎	83
31	浜崎	浦口久吉	88	68	古中尾	福本金吾	85	105	倉谷	前田サトエ	83
32	大泊	真野留次郎	88	69	浜崎	林田エノ	85	106	新川	船場ヒロ	82
33	新川	浜本ムネ	88	70	川内	福浦エツ	85	107	倉谷	岩本ツキ	82
34	内野	積ハツキ	87	71	平国下	野崎ワイ	85	108	桜戸	沢田才吉	82
35	日添	津々木文之十	87	72	小津	永田キクノ	84	109	大泊	新立貞喜	82
36	平国上	千々岩モトメ	87	73	日添	吉野藤寿	84	110	日当	千々岩正勝	82
37	倉谷	楠本十市郎	87	74	中尾	福田丑太郎	84	111	〃	岩崎新蔵	82

本年度最高長寿者　福山テヨさん他（九十歳以上）

とび出すな、車のあとにまた車

秋の交通安全運動

秋の交通安全運動が始まります本町では事故がないよう お互いに注意しましょう。

一、目的　すべての者に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図る。

一、運動の重点

一、歩行者、特にこども（幼児及び小学校児童をいう）と老人の事故防止

二、自転車利用者の事故防止

三、シートベルト着用の推進

一、期間
九月二十一日から九月三十日までの十日間

高校生のいる家庭へ

今オートバイ乗りの若者達には最高に気分の良い季節です。しかしあなた方は学校の規則を御存知ですか。各学校のオートバイ乗車の規則は次のとおりです。

一、芦高　通学は五十CC未満の単車に限る。ただし、休み期間中の旅行等には制限はないが学校の許可が必要

一、水俣高校　通学は学校から十二Km上で二五CC未満の単車

一、水俣工業　在学中の乗車は二五CC未満の単車

尚どの高校においても、二人乗りは禁止、ヘルメット着用となっています。父兄の方の御協力をお願いします。

八代税務所に「税務相談室」新設

税についての相談や苦情に応じています。電話による相談も結構です。お気軽にどうぞ。

八代（〇九六五三）五一二七一

東京消防庁職員募集

◎受験の資格

1. 昭和22年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた男子

2. 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校卒業（昭和52年3月卒業見込者を含む）した者及び高等学校卒業と同程度の学力を有する者

漁業調整委員会委員選挙人名簿の申請について

天草、不知火海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載申請書を区長さんを通じて配布していただきましたので、該当者は左記のことに注意のうえ申請されますよう御願いいたします。せっかく申請されましても記入もれ等の不備がありますと、選挙人名簿に登録できないことがありますので充分御注意下さい。

記

一、申請年月日　九月一日から九月五日まで

二、選挙権を有する者の範囲
(1) 昭和31年12月6日まで生れた者
(2) 漁業日数　90日以上

三、その他
(1) 申請書には必ず押印のこと
(2) 漁業日数
(3) 生年月日
等を明記のこと。

詳わしくは選挙管理委員会までお尋ねください。

◎待遇（初任給）

▲大学卒　約十万円、六ケ月後約十二万五千円

▲短大、高専、約九万三千円、六ケ月後約十一万五千円

▲高校卒程度　約八万八千円、六ケ月後十万八千円

ほかに賞与あり。

主婦のパートと税金

奥さんがパートに出て働いている場合には、ご主人の税金を計算するときに「配偶者控除」が受けられたり、受けられなくなったりするのをご存知でしょうか。パート収入が年間七十万円までであれば、受けられますが、七十万円を超えると控除が受けられなくなることとなりますし、また年間七十六万円を超えると奥さんにも税金がかかってきます。

詳しいことは、税務署にお尋ねください。

お年寄りと税金

国では、老人福祉に力を入れていますが、税金の面でもお年寄りのためにいろんな特典を設けて、お年寄りの税金の負担を軽くしています。

例えば、六十五才以上のお年寄りが確定申告する場合には二十万円の老年者控除がありますし、公的年金等には、その収入金額から七十八万円の特別控除があります。

これらの控除はお年寄りであっても一年間の所得が一万円を超える人は対象になりません。

このほか、七十才以上のお年寄りを扶養している方には、普通の扶養控除額より六万円高い三十二万円が控除されます。詳しいことは、税務署にお尋ねください。

お年寄りはわたくしたちの宝

本町では、来る九月十五日秋の慰安に、津奈木小学校体育館、赤崎婦人会館、平国公民館、福浦公民館の四会場で敬老会を開催します。本町内居住の七十才以上の、お年寄りを招待し、記念品を贈り、その功を讃え、また、婦人会、青年団では、長寿を祝い、御慰安するために、食事のお世話や演芸など計画されています。

町を挙げての敬老の日〃九月十五日〃楽しいひとときをすごされるよう、ご案内申し上げます。

青年団の踊りに喜ばれるお年寄り達

移動町政日程表

月日		A班	B班
9.1	水	内野	上下門
2	木	古中尾	倉谷
3	金	川内	中尾
4	土	小津奈木	竹中
5	日		
6	月	染竹	浜崎
7	火	桜戸	浜
8	水	町中	大泊
9	木		福平
10	金	赤崎	国浦

時間変更　午后八時から十時（二時間）部落の都合により日程を変更する時は、別途協議の上通知する。

本年度金婚夫婦

古中尾	久村弘喜	ハツモ
上下門	田口甚作	ミチエ
竹中	本山辰喜	ツネ
染竹	岡松壮	カキ
倉谷	丸山直喜	キクモ
染竹	蟻川雑満	信
中尾	農添孫太	シメ
平国上	浜田源太郎	キヨノ
平国下	村上三郎	トメヲ
染竹竹	高見豊喜	アキノ
日当	緒方洋	フジエ

結婚五十年おめでとうございます。いつまも仲良くおすごし下さい。